

令和2年11月定例会議
厚生・産業常任委員会
指定管理者の指定
資 料

議第190号	滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務を除く。）	_____	1
議第191号	滋賀県立びわ湖こどもの国	_____	7
議第192号	滋賀県立障害者福祉センター	_____	13
議第193号	滋賀県立視覚障害者センター	_____	19
議第194号	滋賀県立聴覚障害者センター	_____	25

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:医療福祉推進課)

1	施設名	滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具に関する業務を除く)												
2	施設の概要	敷地面積 23,860.21㎡ 延床面積 7,991.37㎡ 施設構造(本館棟) RC造(一部S造) 2階建												
		施設内容 (所在地) 滋賀県草津市笠山七丁目8-138 (設置目的) 明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図ること (設置年月) 平成5年8月												
3	募集方法	公募												
	募集要項配布期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月9日												
	申請受付期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月9日												
	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)												
	管理業務内容	(1) 高齢者の健康と生きがいづくりを推進するための学習機会の提供 (2) 社会福祉に関する研修および講座の開催ならびに人材の養成 (3) 社会福祉に関する情報および資料の収集および提供ならびに相談 (4) 長寿社会づくりに関する調査および研究 (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (6) センターの施設、設備および備品の維持管理に関する業務 (7) (1)~(6)のほか知事が必要と認める業務												
募集概要	管理料参考額	527,765,000円 (消費税および地方消費税を含む。)												
4	応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県草津市笠山七丁目8-138</td> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計 1者</td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県草津市笠山七丁目8-138	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会		合計 1者		
	申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)											
	所在地	名称												
滋賀県草津市笠山七丁目8-138	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会													
合計 1者														
審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。													
5	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授) 皆川 香織 (滋賀県PTA連絡協議会前理事) 森田 淳一 (公認会計士) 渡部 雅之 (滋賀大学副学長)												
	審査基準	別紙参照												
	審査経過	第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年7月30日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討 第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月30日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定												

審査結果

指定管理者の候補者	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会								
評価結果、選 定理由、選定 委員会の概要	【評価結果】								
	○選定基準に基づく採点結果								
	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合 計			
	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	7.8/10	33.5/45	19.7/25	17.2/20	78.2/100			
	※点数は各委員の平均値 (100点満点)								
○各委員の採点結果									
申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	
社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	75	70	73	90	81	80	469	78.2	
○提示額一覧表									
申 請 者					提 示 額				
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会					527,765,000円				
【選定理由】									
<p>県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力の4つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p>									
【指定管理者選定委員会の概要】									
<p>(委 員) 滋賀県社会福祉協議会では福祉資金等の貸付も行っているが、指定管理以外の事業の財政が、指定管理事業に影響することはないか。</p> <p>(申請者) 貸付事業とは別会計であり、指定管理事業に影響を与えることはない。</p> <p>(委 員) レイカディア大学開催事業の再編について、提出のあった事業計画にどのように反映されているか。</p> <p>(申請者) 再編の具体的な内容は、今後、県等と協議しながら検討していくが、再入学の場合の授業料など収入や経費の面では、一定、事業計画に反映させている。</p> <p>(委 員) 新型コロナウイルス感染症で利用者の減少などの影響があると思うが、利用者増のための方策をどのように考えているか。</p> <p>(申請者) 例として、研修事業では、オンラインの活用や複数の会場での実施などにより、ソーシャルディスタンスをとりながらも受講者数を確保する工夫などを行っていく。</p>									
<p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定した。</p>									

別紙 <滋賀県立長寿社会福祉センター指定管理審査基準>

選定基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか ・特定施設の使用承認の手続きの公平性が確保されているか ・利用者への福祉的配慮を持った慎重な対応が可能であるか	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画	7
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か		10
	・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か ・募集要項に示した内容への提案は適切か ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か ・利用者等からの苦情処理対応は適切か ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか ・実施事業について、施設の特色を生かした質の高いサービスを提供し、令和3年度から円滑に実施可能であるか		13
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が事業計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に計画されているか		5
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、高齢者福祉や介護等に関して専門的技術を確保できているか		10
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(3号)	・施設の管理に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか ・具体的な収入確保の計画があるか、実効ある取組が期待できるか	・事業計画書 ・収支計画	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか	・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	20
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か		
	・類似施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか		
	・その他適切な運営を行うための能力	・緊急事態に対応する体制がとれるか ・人権等に配慮した業務の遂行が可能か		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	
代表者職・氏名	会長 渡邊 光春	
団体の所在地	滋賀県草津市笠山七丁目 8 番138号	
設立年月日	昭和27年 5 月26日	
資本金	3,000千円（令和2年10月1日現在）	
従業者数	令和2年10月1日現在	82人
主たる業務内容	<p>同会は、滋賀県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に、以下の事業を実施。</p> <p>同会が目指す地域福祉とは、だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られる人間的共感に根差した共生社会であり、その実現のため「ひたすらなるつながり」の理念のもと不断の地域福祉実践を行うこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉と目的とする事業の企画および実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成 4 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業 5 1 から3 までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 6 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成および研修 7 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導および助言 8 市町社会福祉協議会の相互の連絡および事業の調整 9 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 10 共同募金事業への協力 11 滋賀県福祉人材センターの業務の実施（福祉人材無料職業紹介事業を含む） 12 権利擁護事業 13 生活福祉資金貸付事業 14 高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進ならびに指導者等の育成に関する事業 15 縁共生の場づくりを目的とする事業の企画および実施 16 法や制度の狭間にある生活課題への支援に関する事業の企画および実施 17 生きづらさを抱えた人と地域との架け橋となる事業の企画および実施 18 滋賀の福祉人（ふくしじん）づくり事業の企画および実施 19 縁共生を目的とする、住民、特定非営利活動法人、社会福祉法人、団体、企業等との共働事業の企画および実施 20 滋賀県立長寿社会福祉センターの指定管理事業 21 滋賀県福祉用具センターの指定管理事業 	

	<p>22 介護福祉士等修学資金貸付事業</p> <p>23 保育士修学資金貸付事業</p> <p>24 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業</p> <p>25 その他法人の目的達成のため必要な事業</p>
<p>類似施設の管理に関する過去の業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度から平成17年度まで、滋賀県立長寿社会福祉センターの指定管理事業 ・平成30年度から令和4年度まで、滋賀県福祉用具センターの指定管理事業
<p>特記事項</p>	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:医療福祉推進課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	令和2年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立長寿社会福祉センター	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	公募	5	527,765	324,455	64,891	66,306	△ 1,415	管理者の主体的な創意工夫や自主事業の展開等により、ニーズに合わせた効果的な事業の実施や利用促進のための取組、会議室等の稼働向上が期待できる。	長期の指定を行うことにより、センターの管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができることともに、業務委託の複数年契約による施設管理コストの削減も期待できる。	

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:子ども・青少年局)

1	施設名	滋賀県立びわ湖こどもの国	
2	施設の概要	敷地面積 83,901.91㎡ 延床面積 5,542.53㎡ (虹の家のみ) 施設構造 RC造+鉄骨造 地下1階地上2建	
		施設内容 (所在地)高島市安曇川町北船木2981 (設置目的)子ども・若者の健全な育成を図るため、琵琶湖畔の優れた環境を活かした遊びの場を提供するとともに、様々な体験活動の場を提供する。 (設置年月)平成4年7月	
3	募集概要	募集方法	公募
		募集要項配布期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月9日
		申請受付期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月9日
		指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)
		管理業務内容	(1) 野外活動、研修、宿泊等のための施設の提供業務 (2) 児童の健全な育成を図るための各種行事の実施業務 (3) 児童の健全な育成を図るための調査および研究 (4) 児童の健全な育成を図るための遊び、レクリエーション等の指導 (5) その他こどもの国の設置の目的を達成するために必要な業務 (6) こどもの国の施設、設備および備品の維持管理等に関する業務
		管理料参考額	322,120,000円 (消費税および地方消費税を含む。)
4	応募状況	申請者	
		所在地	名称
		守山市守山二丁目1番23号	社会福祉法人 友愛
		グループの構成 (グループ申請の場合) 合計 1 者	
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社)認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授) 皆川 香織 (滋賀県PTA連絡協議会前理事) 森田 淳一 (公認会計士) 渡部 雅之 (滋賀大学副学長)
		審査基準	別紙参照
		審査経過	第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日)令和2年7月30日 (内容)指定管理者募集要項および審査基準について検討 第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日)令和2年10月30日 (内容)申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定

審査結果	指定管理者の候補者	社会福祉法人 友愛																																									
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 友愛</td> <td>6.3/10</td> <td>30.5/45</td> <td>19.0/25</td> <td>15.7/20</td> <td>71.5/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 友愛</td> <td>69</td> <td>60</td> <td>75</td> <td>79</td> <td>76</td> <td>70</td> <td>429</td> <td>71.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 友愛</td> <td>322,120,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力の4つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <p>(委員) 他団体との連携や県施策や教育方針に関連づけられるようにされたい。 (申請者) 県とも相談の上、連携した事業展開ができるようにしてまいりたい。</p> <p>(委員) バリアフリーについての取組みを図られているか。 (申請者) 宿泊施設には全てではないがバリアフリーとなっている部屋やトイレもある。他に車椅子や補助用具の貸出し等も行っている。</p> <p>(委員) 原資を施設運営に有効活用いただきたい。 (申請者) そのようにしてまいりたい。</p> <p>(委員) 子ども主体の施設ではあるが、高齢者とも協力した事業展開をされたい。 (申請者) 県とも相談の上、連携した事業展開ができるようにしてまいりたい。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人 友愛を指定管理者の候補者として選定した。</p>								申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計	社会福祉法人 友愛	6.3/10	30.5/45	19.0/25	15.7/20	71.5/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人 友愛	69	60	75	79	76	70	429	71.5	申請者	提示額	社会福祉法人 友愛	322,120,000円
	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計																																					
	社会福祉法人 友愛	6.3/10	30.5/45	19.0/25	15.7/20	71.5/100																																					
	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値																																		
	社会福祉法人 友愛	69	60	75	79	76	70	429	71.5																																		
	申請者	提示額																																									
	社会福祉法人 友愛	322,120,000円																																									

別紙<<びわ湖こどもの国指定管理審査基準>>

選定基準 (条例第10条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(第1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込等公平な利用を確保するものとなっているか ・生活弱者等へ配慮されているか ・事業等の内容に偏りがいないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) 	10
2 事業計画の内容が、こどもの国の効用を最大限に発揮させるものであること(第2号)	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの国の設置目的および基本方針に適合しているか ・県が示した管理の方針と申請者が提案した運営方針が合致しているか ・募集要項に掲げる業務の具体案が計画に明記されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) ・(実施体制表) ・収支計画書 ・付属資料 	10
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の広報計画の内容は適切か ・利用拡大の取組内容は適切か ・誘致活動は適切か 		10
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か ・利用料金の設定は適切か ・事業の提案は県が意図した企画となっているか ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か ・若者集客のための対応策が示されているか ・子ども・若者の意見が反映される機会が確保されているか 		10
	・自主事業の提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか 		5
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が事業計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に行われているか 		10
3 事業計画の内容が、こどもの国の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか ・必要な経費を見積もっているか ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(経費見積額) ・収支計画書 	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現の可能性はあるか ・団体の経営理念は適切か 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	20
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か ・児童厚生員は2人以上配置されているか ・調査、研究および研修業務体制は十分か ・職員の指導育成、研修体制は十分か 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か 		
	・類似施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設を良好に運営した実績はあるか 		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護や情報公開のための適切な情報管理体制が整備されているか ・防災、防犯その他の緊急事態に対応する体制がとれるか ・環境への配慮がなされているか ・地域交流・協調が配慮されているか 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人 友愛	
代表者職・氏名	理事長 堀井 隆彦	
団体の所在地	滋賀県守山市守山二丁目1番23号	
設立年月日	昭和53年10月23日	
資本金	4,152,277千円（令和2年10月1日現在）	
従業者数	令和2年10月1日現在	430人
主たる業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの経営 2 第二種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の経営 ・児童厚生施設の経営 ・放課後児童健全育成事業の経営 ・老人デイサービス事業の経営 ・老人短期入所施設の経営 ・認知症対応型共同生活援助事業の経営 ・地域子育て支援拠点事業の経営 ・一時預かり事業の経営 ・幼保連携型認定こども園の経営 3 公益を目的とする事業 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所の事業 ・訪問入浴介護事業所の事業 ・障害者訪問入浴サービス業務の事業 ・介護保険法に基づく第一号通所事業 ・介護保険法に基づく第一号介護予防支援事業 4 収益を目的とする事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の賃貸借業 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童館の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・友愛児童館 S54.4.1開設 ・友愛第二児童館 H1.4.1開設 ・ほほえみセンター（守山市大型児童センター） H20.4.1守山市指定管理委託 2 放課後児童クラブの経営 <ul style="list-style-type: none"> ・カナリヤクラブ H7.4.1開所 ・カナリヤ第二クラブ H9.4.1開所 ・カナリヤ第三クラブ H22.7.1開所 ・守山市立吉身児童クラブ H20.4.1守山市指定管理委託 ・守山市立立入が丘児童クラブ H20.4.1守山市指定管理委託 ・カナリヤ第四クラブ H28.1.4開所 ・守山市立吉見第二児童クラブ H28.4.1守山市指定管理委託 ・友愛児童クラブ本部、児童クラブカナリヤ第三クラブ H31.1.9開所 	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の指定管理者（平成18年4月1日から平成23年3月31日まで、平成23年4月1日から平成28年3月31日までおよび平成28年4月1日から令和3年3月31日まで） 	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:子ども・青少年局】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	令2年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
県立びわ湖こどもの国	社会福祉法人 友愛	公募	5	322,120	297,590	59,518	62,865	△ 3,347	運営委員会を設置し、年度ごとに運営の評価、検証および来園者アンケートの分析を行い、次年度以降の運営に反映することとしており、来園者のニーズに応じた運営が期待できる。	季節に応じた企画イベントや、園内施設・設備を利用した体験プログラムの実施等により、入園者数および利用料収入の増加が期待できる。	現行の指定管理者として、これまでの15年間に培った施設経営・管理に関する知識、能力を活用した事業展開に加え、様々な企画イベントの実施等により、子ども・若者の健全育成の拠点施設となることが期待できる。

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立障害者福祉センター												
2	施設の概要	敷地面積: 12,679㎡ 延床面積: 3,922㎡ (機械室46㎡含む) 施設構造: 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 1階建て												
		施設内容 (所在地)草津市笠山八丁目5-130 (設置目的)心身障害者に関する各種の相談に応じるとともに、心身障害者の教養の向上、健康の増進、社会との交流促進等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図る。 (設置年月)平成2年8月												
3	募集概要	募集方法	非公募											
		募集要項配布期間	令和2年8月28日 ~ 令和2年10月9日											
		申請受付期間	令和2年8月28日 ~ 令和2年10月9日											
		指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)											
		管理業務内容	(1) 施設の運営に関する業務 条例第2条に定める障害者福祉センターの設置目的に即した事業の実施 ①心身障害者の生活、医療等に関する相談の実施 ②心身障害者に対する各種の講習会の実施 ③心身障害者に対するスポーツおよびレクリエーションの指導 ④心身障害者の社会参加に必要な援助を行うボランティアの養成 ⑤心身障害者の社会参加を促進するための活動の場の提供 ⑥その他福祉センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (2) 施設(設備および備品を含む)の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検維持修繕などを行う業務 (3) 施設の利用の承認に関すること											
	管理料参考額	745,460,000円 (消費税および地方消費税を含む。)												
4	応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県草津市笠山八丁目5番130号</td> <td>公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計 1 者</td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県草津市笠山八丁目5番130号	公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会		合計 1 者		
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)												
所在地	名称													
滋賀県草津市笠山八丁目5番130号	公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会													
合計 1 者														
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。											
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授) 皆川 香織 (滋賀県PTA連絡協議会前理事) 森田 淳一 (公認会計士) 渡部 雅之 (滋賀大学副学長)											
		審査基準	別紙参照											

審査経過

第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会
 (開催日) 令和2年7月30日
 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討
 第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会
 (開催日) 令和2年10月30日
 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定

指定管理者の候補者

公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会

評価結果、
選定理由、
選定委員会の
概要

【評価結果】

○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	8.2/10	35.8/45	19.2/25	16.5/20	79.7/100

※点数は各委員の平均値 (100点満点)

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	73	82	73	87	77	86	478	79.7

○提示額一覧表

申請者	提示額
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	745,460,000円

【選定理由】

県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力の4つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。

【指定管理者選定委員会の概要】

- (委員) 新型コロナウイルス感染症への対応として、特にリスクの高いとされる更衣室の対策を教えてください。
- (申請者) 更衣室内の利用人数の調整や定期的な除菌、ロッカーを一列おきにするなどしている。
- (委員) 新しい生活様式への提案や取組はあるか。
- (申請者) センターへの来所を控える方もおられ、広報誌で簡単にできる運動を紹介するなどしている。また教室等も一度に多くの人を集めるのではなく、複数回に分けるなどして、密を避けるよう努めている。
- (委員) 近隣に建設予定の新県立体育館との住み分けや連携により、相乗効果が生まれるように取り組んで欲しい。
- (申請者) 新県立体育館との協同により、センターの認知度を高め、より多くの方に利用していただけるよう取り組んでまいりたい。

上記の結果、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。

審査結果

別紙《障害者福祉センター指定管理審査基準》

選定基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) 	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) ・(実施体制表) ・収支計画書 	10
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。 		10
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 		10
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。 		5
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や障害者スポーツ等に関して専門的技術を確保できているか。 		10
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。 ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の削減に取り組む提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	20
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。 		
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を良好に運営した実績はあるか。 		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会	
代表者職・氏名	会長 中村裕次	
団体の所在地	滋賀県草津市笠山八丁目5番130号	
設立年月日	平成2年4月1日	
資本金	110,000千円（令和2年3月31日現在）	
従業者数	令和2年9月30日現在	15人
主たる業務内容	<p>身体障害者の更生福祉の増進および社会参加促進を図り、もって社会に貢献することを目的に事業を展開</p> <p>①身体障害者の更生福祉の増進に関する事業 ②身体障害者の文化教養の向上に関する事業 ③身体障害者の職業、生活、就職、機能回復訓練等の社会参加促進にかかるとの相談および指導に関する事業 ④身体障害者福祉の調査、研究に関する事業 ⑤身体障害者福祉の機関紙等の発刊に関する事業 ⑥社会福祉諸団体との提携協力に関する事業 ⑦滋賀県立障害者福祉センターの管理運営（指定管理者） ⑧滋賀県社会参加推進センター運営に関する事業（受託事業） ⑨滋賀県心身障害者扶養共済制度に関する事業（受託事業）</p>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>①平成2年度から平成17年度まで、滋賀県立障害者福祉センターの管理運営業務を受託</p> <p>②平成18年度から令和2年度まで、滋賀県立障害者福祉センターの指定管理者として管理代行</p>	
特記事項	<p>昭和26年9月10日 滋賀県身体障害者連合会設立 昭和57年3月29日 社団法人 滋賀県身体障害者福祉協会設立 平成2年4月1日 財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会設立 平成24年4月1日 公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会設立 （構成：県内の身体障害者更（厚）生会および障害別団体10団体）</p>	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:障害福祉課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	令和2年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立障害者福祉センター	公益財団法人 滋賀県身体障害者 福祉協会	非公募	5	745,460	742,060	148,412	152,402	△ 3,990	障害者スポーツ指導員等のセンター運営に重要な専門資格を有する職員を組織的に配置し、スポーツを通じた障害者の機能回復およびリハビリテーションが期待できる。	長期の指定を行うことにより、センターの管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができるとともに、業務委託の複数年契約による施設管理コストの削減も期待できる。	

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立視覚障害者センター													
2	施設の概要	敷地面積：1,904㎡ 延床面積：921㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造 1階建て													
		施設内容 (所在地)彦根市松原一丁目12番17号 (設置目的)視覚障害者用の点字刊行物・録音物の貸出しおよび閲覧、点字刊行物の奨励およびこれに関する相談、点訳および朗読のボランティアの育成、生活に関する訓練および相談、ガイドヘルパーの養成、文化活動・レクリエーション活動等を通じて、視覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。 (設置年月) 昭和31年7月													
3	募集概要	募集方法	非公募												
		募集要項配布期間	令和2年8月28日 ～ 令和2年10月9日												
		申請受付期間	令和2年8月28日 ～ 令和2年10月9日												
		指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日 (5年間)												
		管理業務内容	(1) 施設の運営に関する業務 点字刊行物および視覚障害者用の録音物の作製、貸出し、閲覧に関する業務等、視覚障害者センターの設置目的に即した業務 ①点字図書、録音図書の作成および貸出し ②点訳および音訳のボランティアの育成 ③視覚障害者の生活に関する訓練および相談の実施 ④同行援護従事者の養成 ⑤視覚障害者の文化活動、レクリエーション活動等の支援 ⑥その他視覚障害者センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (2) 施設(設備および備品を含む)の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持・修繕などを行う業務												
管理料参考額	209,265,000円 (消費税および地方消費税を含む。)														
4	応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申請者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県彦根市松原一丁目12-17</td> <td style="text-align: center;">社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計 1 者</td> </tr> </tbody> </table>			申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県彦根市松原一丁目12-17	社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会		合計 1 者		
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)													
所在地	名称														
滋賀県彦根市松原一丁目12-17	社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会														
合計 1 者															
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。												
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授) 皆川 香織 (滋賀県PTA連絡協議会前理事) 森田 淳一 (公認会計士) 渡部 雅之 (滋賀大学副学長)												
		審査基準	別紙参照												

<p>審査経過</p>	<p>第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年7月30日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討 第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月30日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定</p>																																		
<p>指定管理者の候補者</p>	<p>社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会</p>																																		
<p>審査結果</p>	<p>【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1" data-bbox="431 533 1426 694"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会</td> <td>8.2/10</td> <td>36.6/45</td> <td>21.2/25</td> <td>15.5/20</td> <td>81.5/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1" data-bbox="431 801 1426 958"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会</td> <td>70</td> <td>85</td> <td>71</td> <td>88</td> <td>79</td> <td>96</td> <td>489</td> <td>81.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1" data-bbox="431 1025 1426 1153"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会</td> <td>209,265,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力の4つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】 (委員) センターに登録されていない視覚障害者の方とのつながりはあるのか。 (申請者) HP等での情報発信に加えて、身体障害者手帳を交付する役所や眼科医等との交流を通じてネットワークをつくり、一人でも多くの方と繋がれるよう努めている。滋賀県では4割程度を把握できており、他県と比べても高い水準にあるが、視力で悩んでいる方を一人でも多く助けたいという強い気持ちを持っている。</p> <p>(委員) センターの機能は県に一つは必ず必要なものであるが、協会の法人としての財政基盤は安定しているとは言い難く、長期的に安定した運営をしていくための方策も必要だと思う。 (申請者) 財政面は厳しいが、視覚障害者を支援する活動を活発化させるためにも自主財源の確保に向けて取り組んでまいりたい。</p> <p>(委員) 立地面や財政面での課題はあるが、最善を尽くされていると思う。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	8.2/10	36.6/45	21.2/25	15.5/20	81.5/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	70	85	71	88	79	96	489	81.5	申請者	提示額	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	209,265,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計																														
社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	8.2/10	36.6/45	21.2/25	15.5/20	81.5/100																														
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値																											
社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	70	85	71	88	79	96	489	81.5																											
申請者	提示額																																		
社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	209,265,000円																																		

別紙「視覚障害者センター指定管理審査基準」

選定基準 (条例第6条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) 	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) ・(実施体制表) ・収支計画書 	10
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。 		10
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 		10
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。 		5
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や視覚障害者への情報保障等に関して専門的技術を確認できているか。 		10
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。 ・具体的な経費削減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の削減に取り組む提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	20
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。 		
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を良好に運営した実績はあるか。 		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会	
代表者職・氏名	会長 大橋 博	
団体の所在地	滋賀県彦根市松原一丁目12番17号	
設立年月日	平成11年1月12日	
資本金	10,000千円（令和2年10月1日現在）	
従業者数	令和2年10月1日現在	17人
主たる業務内容	<p>視覚障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう支援するとともに、社会活動への参加を促進するために次の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県立視覚障害者センターの受託（指定管理） ・ 県、市町の広報誌、選挙公報、図書・雑誌など様々な刊行物等の点字や音声による情報の提供 ・ 家庭生活訓練教室の開催 ・ IT利用促進のための個別支援 ・ 歩行訓練の指導 ・ ボランティアの育成 ・ 生活支援のための滋賀アイステーションの設置（平成29年6月）および経営 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県立点字図書館の運営を受託 平成11年4月1日から ・ 滋賀県立視覚障害者センターの指定管理者の指定を受け受託 平成18年4月1日から（3期15年） 	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：障害福祉課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	令和2年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立視覚障害者 センター	社会福祉法人 滋賀県視覚障害者 福祉協会	非公募	5	209,265	111,940	22,388	23,600	△ 1,212	歩行訓練士、点字技能士、音訳指導員等のセンター運営に重要な専門資格を有する職員を組織的に配置し、長年培ってきたボランティア(点訳・音訳)との連携を活かした視覚障害者に対する情報提供が期待できる。	長期の指定を行うことにより、センターの管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができるとともに、業務委託の複数年契約による施設管理コストの削減も期待できる。	

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: 障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立聴覚障害者センター												
2	施設の概要	敷地面積: 690㎡ 延床面積: 868㎡ 施設構造: 鉄筋コンクリート造 2階建て												
		施設内容 (所在地) 草津市大路二丁目11-33 (設置目的) 聴覚障害者情報提供施設として、聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し、手話通訳者・要約筆記者の養成および派遣、情報機器の貸出し、生活等に関する相談、学習・文化活動・レクリエーション活動等を通じて、聴覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。 (設置年月) 平成7年10月												
3	募集概要	募集方法	非公募											
		募集要項配布期間	令和2年8月28日 ~ 令和2年10月9日											
		申請受付期間	令和2年8月28日 ~ 令和2年10月9日											
		指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)											
		管理業務内容	(1) 施設の運営に関する業務 聴覚障害者への情報提供等、聴覚障害者センターの設置目的に即した業務 ①聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し ②手話通訳者および要約筆記者の養成および派遣 ③情報機器の貸出し ④聴覚障害者の生活等に関する相談の実施 ⑤聴覚障害者の学習、レクリエーション、文化活動等の支援 ⑥その他聴覚障害者センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (2) 施設(設備および備品を含む)の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行う業務											
	管理料参考額	214,875,000円 (消費税および地方消費税を含む。)												
4	応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県草津市 大路二丁目11-33</td> <td>社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>合計 1 者</td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県草津市 大路二丁目11-33	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会				合計 1 者
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)												
所在地	名称													
滋賀県草津市 大路二丁目11-33	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会													
		合計 1 者												
5	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。												
	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授) 皆川 香織 (滋賀県PTA連絡協議会前理事) 森田 淳一 (公認会計士) 渡部 雅之 (滋賀大学副学長)												
	審査基準	別紙参照												

<p>審査経過</p>	<p>第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年7月30日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討 第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月30日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定</p>																																		
<p>審査結果</p>	<p>指定管理者の候補者 社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会</p> <p>評価結果、選定理由、選定委員会の概要</p> <p>【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1" data-bbox="431 533 1419 689"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td> <td>8.0/10</td> <td>35.2/45</td> <td>20.0/25</td> <td>15.8/20</td> <td>79.0/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1" data-bbox="431 801 1419 958"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>73</td> <td>84</td> <td>80</td> <td>87</td> <td>474</td> <td>79.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1" data-bbox="431 1025 1419 1149"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td> <td>214,875,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力の4つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】 (委員) 滋賀県の実態を踏まえた業務とあるが、滋賀県ならではの特徴はあるか。 (申請者) 聴覚障害者へのコミュニケーション支援について、他県では各市町がそれぞれ事業を行っていることが多いが、滋賀県では、県のセンターが拠点となって市町への支援も行っている。</p> <p>(委員) 協会には各地域への支部のようなものはあるのか。 (申請者) センターの機能を地域に広げていくためにも、B型事業所を湖南と湖北に設置するなどしている。また、各地域のろうあ協会等とも連携して取り組んでいる。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	8.0/10	35.2/45	20.0/25	15.8/20	79.0/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	70	80	73	84	80	87	474	79.0	申請者	提示額	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	214,875,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計																														
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	8.0/10	35.2/45	20.0/25	15.8/20	79.0/100																														
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値																											
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	70	80	73	84	80	87	474	79.0																											
申請者	提示額																																		
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	214,875,000円																																		

別紙<聴覚障害者センター指定管理審査基準>

選定基準 (条例第5条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針)(運営計画) 	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針)(運営計画)(実施体制表) ・収支計画書 	10
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。 		10
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 		10
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。 		5
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な専門職員が確保されているか。 ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や聴覚障害者への情報保障等に関して専門的技術を確認できているか。 		10
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。 ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	20
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。 		
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を良好に運営した実績はあるか。 		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会	
代表者職・氏名	理事長 石野 富志三郎	
団体の所在地	滋賀県草津市大道二丁目11-33	
設立年月日	平成7年3月31日	
資本金	135,400千円（令和2年3月31日現在）	
従業者数	令和2年9月1日現在	38人
主たる業務内容	<p>この法人は、多様な福祉サービスが聴覚障害者の意向を尊重して総合的に提供されるよう、コミュニケーション環境の整備等を行うことにより、聴覚障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>○第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県立聴覚障害者センターの受託 ・手話通訳事業 ・障害福祉サービス事業 ・聴導犬訓練事業 ・特定相談支援事業 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:障害福祉課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	令和2年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立聴覚障害者 センター	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者 福祉協会	非公募	5	214,875	144,835	28,967	28,918	49	手話通訳、要約筆記の センター運営に重要な 専門資格を有する職員 を組織的に配置し、長年 培ってきた支援者(手話 通訳者・要約筆記者)と の連携を活かした聴覚 障害者に対するコミュニ ケーション支援が期待で きる。	長期の指定を行うこと により、センターの管理運 営、サービス提供の継続 性や安定性を確保する ことができるとともに、業 務委託の複数年契約に よる施設管理コストの削 減も期待できる。	